

平成30年度 第2回美祢市廃棄物減量等推進審議会

会議資料

日時：平成31年3月28日（木）10：00～

会場：美祢市民会館 2階 第1・2会議室

美祢市廃棄物減量等推進審議会委員名簿

始期：H30. 3. 1
任期 終期：H32. 2. 29

| No. | 委員区分 | 所属団体等 | 委員役職等 | 委員氏名 |
|-----|---------------------------|------------------|----------|--------|
| 1 | 1号委員 (各種団体等を 代表する者) | 美祢市快適な環境づくり推進協議会 | 美祢支部長 | 中嶋 誠 |
| 2 | | | 美東支部副支部長 | 中村 伸一 |
| 3 | | | 秋芳支部長 | 向山 久高 |
| 4 | | 美祢市連合婦人会 | 会長 | 杉山 秋子 |
| 5 | | 美祢市食生活改善推進協議会 | 会長 | 瀧本 恵子 |
| 6 | | 美祢市消費者の会 | 理事 | 高橋 好子 |
| 7 | | 美祢市商工会 | 事務局長 | 小野 義夫 |
| 8 | 2号委員 (知識経験を 有する者) | 山口大学大学院創成科学研究科 | 教授 | 今井 剛 |
| 9 | | (有) 美祢環境クリーン | 代表取締役 | 大谷 龍夫 |
| 10 | | (有) 野村商会 | 代表取締役 | 野村 宏之 |
| 11 | | (有) 大熊工業 | 取締役会長 | 大呑 重夫 |
| 12 | (株) 秋芳ヘルス工業 | 係長 | 井上 耕治 | |
| 13 | 3号委員 (市長が必要 と認める者) | 公募委員 | 美祢地域 | 小松 敏夫 |
| 14 | | | 美東地域 | 平山 千恵 |
| 15 | | | 秋芳地域 | 長澄 多喜子 |

美祢市廃棄物減量等推進審議会事務局職員名簿

| No. | 職員所属 | 職員役職 | 職員氏名 |
|-----|-------------|----------|-------|
| 1 | 市民福祉部 | 部長 | 大野 義昭 |
| 2 | 美東総合支所 | 支所長 (部長) | 東城 泰典 |
| 3 | 秋芳総合支所 | 支所長 (部長) | 鮎川 弘子 |
| 4 | 市民福祉部 生活環境課 | 課長 | 古屋 敦子 |
| 5 | | 課長補佐 | 野村 隆志 |
| 6 | | 主事 | 田原 誠也 |

平成30年度第2回 美祢市廃棄物減量審議会資料

(1) 平成31年度における廃棄物処理について

① 平成31年度の収集に係る変更点等について

スプレー缶の出し方を変更

スプレー缶には必ず穴を開ける → スプレー缶は、中身を使い切るか、穴を開ける

② 廃棄物の収集回数について（平成31年度収集実施予定回数）

美祢市における廃棄物の収集予定回数は、下記のとおりである。

平成30年度と各地域とも収集方法・収集日等に大きな変更はない。

ただし、秋芳地域は、祝日にはごみの収集していないが、平成31年度においては、ゴールデンウィーク中の5月1日及び3日に固形燃料化できるごみの収集をする。

[定期収集の収集実施予定回数]

| 廃棄物の種類 | | 収集地域及び収集回数 | | |
|-------------|-----------|------------|-----------|-----------|
| | | 美祢地域 | 美東地域 | 秋芳地域 |
| 固形燃料化できるごみ | 市指定袋に入るもの | 週2回 年103回 | 週2回 年103回 | 週3回 年143回 |
| 固形燃料化できないごみ | 缶類 | 月1回 | 月1回 | 月2回 |
| | びん類 | 月1回 | 各色月1回ずつ | 各色月1回ずつ |
| | その他金属類 | 月1回 | 2月1回 | 月1回 |
| | プラスチック類 | 月1回 | 月1回 | 月1回 |
| | その他 | 月1回 | 月1回 | 月1回 |

※ 美祢・美東地域は収集日が祝日となった場合でも原則収集を実施する。

秋芳地域は、収集日が祝日となった場合は原則収集を実施しない。

{ 申込粗大ごみの収集回数等の状況 }

| 廃棄物の種類 | 収集地域及び実施方法 | | |
|-------------|------------|-------|--------|
| | 美祢地域 | 美東地域 | 秋芳地域 |
| 固形燃料化できるごみ | 年4回 委託 | 随時 直営 | 年4回 直営 |
| 固形燃料化できないごみ | 年4回 委託 | 随時 直営 | 年4回 直営 |

※ 美祢・秋芳地域は年4回収集を実施する。

美東地域は随時収集を実施する。

③ 廃棄物の処理施設について

美祢市では、廃棄物の処理を下記の5施設で行っており、施設数に変更はない。

[美祢市の廃棄物処理施設]

| 施設名 | 廃棄物の種類 | 廃棄物の排出地域 | 受付時間 |
|--------------------------------|----------|----------|---|
| 美祢市カルストクリーンセンター | 可燃系ごみ | 市内全域 | 平日・祝日：9：00～16：30 土曜日：9：00～12：00 |
| 美祢市リサイクルセンター・ 美祢市一般廃棄物最終処分場 | 不燃系ごみ | 美祢地域 | 平日、土曜日、 祝日、第3日曜日 9：00～16：00 |
| 美祢市美東一般廃棄物最終処分場 | | 美東地域 | 平日、第1日曜日9：00～16：30 第3・5土曜日9：00～11：30 |
| 美祢市秋芳一般廃棄物保管施設地 | | 秋芳地域 | 水・木曜日・第3日曜日 9：00～16：00 ただし、祝日は除く |
| 美祢市衛生センター | し尿・浄化槽汚泥 | 市内全域 | |

※ 衛生センターへの一般家庭からの直接搬入はなし。

(2) 美祢市の廃棄物処理の統一（素案）について

| 区 分 | 現 行 | 統一（案） | 統一（案）の理由 | 課 題 | 課題への対応 |
|------------------------------------|------------------------------------|--|---|--|---|
| ①可燃系（固形燃料化できる）ごみ ⇒収集回数 | 美祢 週2回 美東 週2回 秋芳 週3回 | 週2回 | 現行では、秋芳地域のみ週3回となっているが、これは市全体の2割弱の世帯数であることから、変更に伴う影響を最小限に抑えることができるため。 | 秋芳地域では、収集回数を変更することにより、1回のごみの排出量が増えるため、集積所の容量が不足するおそれがある。 | 期限を定めて、秋芳地域における集積所の整備費用に対し、補助金を交付する。 |
| ②不燃系（固形燃料化できない）ごみ【缶類】 ⇒収集回数 | 美祢 月1回 美東 月1回 秋芳 月2回 | 月1回 | 現行では、秋芳地域のみ月2回となっているが、これは市全体の2割弱の世帯数であることから、変更に伴う影響を最小限に抑えることができるため。 | 同上 | 同上 |
| ③不燃系（固形燃料化できない）ごみ【びん類】 ⇒収集回数 | 美祢 月1回 美東 各色月1回ずつ 秋芳 各色月1回ずつ | 各色月1回ずつ ・茶色びん ・透明びん ・その他の色のびん | 美祢地域のみ月1回となっているが、現行においても、指定容器に入れる際は色ごと分別しており、影響は最小限と考えられるため。 | 美祢地域の収集日は、同じ大嶺町内でもバラバラで複雑となっていることから、分かりやすくカレンダー化する必要がある。 | 美祢地域を3地域に分け、収集日の再構築を行う。 |
| ④不燃系（固形燃料化できない）ごみ【缶類・びん類】 ⇒収集方法 | 美祢 指定容器（袋） 美東 コンテナ 秋芳 コンテナ | 次のいずれか ・コンテナ ・無色透明の袋 | 指定容器によりもコンテナ収集の方が、新たなごみを発生させることもなく合理的であるが、美祢地域をコンテナ収集にすると集積所のスペースなど課題が多い。コンテナ又は無色透明の袋とすることにより、収集運搬に係る負担の公平化を図ることができるため。 | 美祢地域の住民の意識改革が必要となる。また、指定容器を使用しなくなるため、手数料の減収となる。 | 住民説明会の開催や広報紙等でのPRを行い、住民の理解を深める。手数料減収の影響を考慮し、廃棄物の収集・運搬・処分手数料の全体的な見直しを行う。 |

※平成31年2月末世帯数：11,106世帯 美祢地域：6,947世帯(62.55%) 美東地域：2,052世帯(18.48%) 秋芳地域：2,107世帯(18.97%)

| 区分 | 現行 | 統一（案） | 統一（案）の理由 | 課題 | 課題への対応 |
|--------------------------------------|----------------------------------|--|--|---|----------------------------|
| ⑤リサイクルステーション【古紙・ペットボトル・蛍光管】 ⇒収集場所 | 美祢 17か所 段ボール、新聞、雑誌、ペットボトル、蛍光管 | 現行のままとする。 なお、美東地域において、リサイクルステーションの設置がないため行っている収集（雑誌・紙類・広告、段ボール、ペットボトル）は、そのまま継続する。 | 美東地域の集積所は、建屋タイプが主流であり、美祢地域及び秋芳地域のリサイクルステーションと同等の機能を兼ね備えており、また、収集運搬にかかる負担も、現行において公平であるため。 | 収集方法等に変更がないことから市民生活への影響はないが、今後、美東地域の集積所が老朽化した場合、更新時の対応に課題が残る。 | 今後の検討課題とする。 |
| | 美東 0か所 | | | | |
| | 秋芳 4か所 段ボール、新聞、雑誌、ペットボトル、蛍光管 | | | | |
| ⑤申込みが必要な粗大ごみ ⇒収集回数 | 美祢 年4回 | 年4回 | 現行では、美東地域のみ随時行っているが、美祢地域及び秋芳地域と同様に年4回の収集とすることにより、効率的に行うことができるため。 | 美東地域の住民への十分な周知が必要となる。 | ※速やかに対応可能なため、平成32年度から実施する。 |
| | 美東 随時 | | | | |
| | 秋芳 年4回 | | | | |
| ⑦ふとん・カーペット ⇒納付券 | 美祢 貼る | 納付券（手数料）を貼る。 | 納付券（手数料）を貼ることにより、収集運搬にかかる負担の公平化を図ることができるため。 | 同上 | 同上 |
| | 美東 貼らない | | | | |
| | 秋芳 貼る | | | | |

秋芳地域における集積所整備費用に対する補助制度（案）

1 目 的

廃棄物処理の統一により、秋芳地域における収集回数が、可燃系（固形燃料化できる）ごみで週3回が週2回に、不燃系（固形燃料化できない）ごみの缶類で月2回が月1回へと減少することに伴い、集積所の整備を行う各地区に補助金を交付し、集積所の美化及び収集業務の効率化を図る。

2 補助対象

廃棄物処理の統一による収集回数の減少に伴い、既存の集積所の整備を行う秋芳地域の行政区

3 対象となる経費

- (1) 可燃系（固形燃料化できる）ごみにおける、集積箱増設等に係る経費
 - ア 集積箱購入又は作成経費
 - イ 集積箱を設置しない場合のカラス除けネット等散乱防止用品購入経費
- (2) 不燃系（固形燃料化できない）ごみにおける、缶類収集コンテナ等購入経費

4 補助金の額

補助対象経費の2分の1の額とする。ただし、5万円を上限額とし、各行政区1回限りの交付とする。

5 補助金の対象期間

廃棄物処理の統一日から2年間とする。

※補助金交付申請の受付は、廃棄物処理の統一日の1か月前から開始する。

【近隣市の集積所整備費用補助制度】

| 市名 | 補助率 | 上限額 |
|--------|------|-----------------------------|
| 山 口 市 | 2分の1 | 散乱防止用品2万円、移動容器4万円、固定施設50万円 |
| 萩 市 | 2分の1 | 上限額はないが、経費が40万円を超える部分は1/4補助 |
| 防 府 市 | 2分の1 | 収納容器・散乱防止用品4万円、固定施設50万円 |
| 長 門 市 | 2分の1 | 3万円 |
| 山陽小野田市 | 2分の1 | 2万円 |

※下関市及び宇部市は、補助制度なし。

【集積箱等の購入経費目安】

| | | | | |
|----------|------------|----------|---|-----------|
| 集積箱 | ステンレス製 | 70,000 円 | ～ | 200,000 円 |
| 集積箱 | 簡易型（折り畳み式） | 10,000 円 | ～ | 40,000 円 |
| カラス除けネット | | 3,000 円 | ～ | 6,000 円 |
| 収集コンテナ | | 1,000 円 | ～ | 4,000 円 |



集積箱 ステンレス製



集積箱 簡易型（折り畳み式）



カラス除けネット



収集コンテナ